

たま川兄弟  
減右衛門と量右衛門のこれやってる？  
＜風の強い日は、容器包装プラスチックの  
出し方を工夫しよう！の巻＞

減右衛門



量右衛門

お手伝いしますよ！  
風で飛ばされた容器包装  
プラスチックを集めて  
くれたんですね。



これで全部拾えたかしら。

この辺りは、昼間お留守のおうちが多いですね。



そんなのよく、  
でも、もう歳だからき  
ついね。

道路に飛ばされると、通行  
の妨げになりますね。



風の強い日は、出すとき  
にちよつと工夫をすると  
いいのよね。

僕が拾いますよ！（すごいスピード！負けそう…!!）



あっ！あそこにもあつたわ!!

## 放射線量の測定結果

▼定点（富士見公園）の放射線量測定結果

単位：μsv/h（マイクロシーベルト／時間）

測定日	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
3月8日(水)	晴れ	0.056	0.054	0.054

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般人（子ども含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト／時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。  
※測定方法・時間など詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 環境保全課環境保全係☎ 226

## 羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日時	検査項目（単位：ベクレル/kg）	
	放射性セシウム134	放射性セシウム137
3月6日(月) 午前10時10分	不検出 検出限界値(0.1)	不検出 検出限界値(0.2)
目標値(※1)	10	

※1…国が定めた目標値（放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値）  
※不検出とは、( )内の検出限界値以下であることを表します。  
※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。  
※測定方法など詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 水道事務所☎ 554-2269

## 援農ボランティア募集

身近な農作物の生産に携わりながら農業を応援する「援農ボランティア」を募集します。

実際に農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業に対する理解が深まります。皆さんのご支援を願います。

活動先 ①野菜農家 ②花卉農家

※花卉：観賞のために栽培する植物

活動期間と対象

■長期 年間を通して週1日以上手伝える方

■短期 繁忙期やボランティアが可能な時期に手伝える方

申込み 4月28日(金)までに、本人が直接産業振興課農政係（市役所西分室2階）へ

※受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

※活動は無償で行っていただきます。

※活動先・内容などの希望に添えず、受け入れができない場合があります。

※登録制のため、以前に登録した方は改めて申し込む必要はありません。

問合せ 産業振興課農政係☎ 663

## 第五次羽村市長期総合計画後期基本計画 ダイジェスト版の配布

広報はむら4月15日号と一緒に、第五次羽村市長期総合計画後期基本計画のダイジェスト版を配布しました。

本編は、市役所3階企画政策課（土・日曜日、祝日を除く）・1階市政情報コーナー、図書館（休館日を除く）または市公式サイトをご覧ください。



▲ダイジェスト版

問合せ 企画政策課企画政策担当  
④ 314

## 緊急速報メールを活用した洪水情報の プッシュ型配信の開始について

国土交通省では、洪水時における流域住民の主体的な避難を促進するため、5月1日(月)から緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信(\*)を開始します。

配信開始日 5月1日(月)

配信対象エリア 市内全域

配信対象者 配信エリア内の携帯電話のユーザー

※NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む)

配信する情報 多摩川において、河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位を超えた)情報および河川氾濫が発生した情報を配信

\*プッシュ型配信とは：受信者側が要求しなくても発信者側からの情報が緊急速報メールにより配信される仕組みのことです。

問合せ 国土交通省関東地方整備局水災害予報センター ☎ 048-601-3151 (代表)

1 3 1 5 1 (代表)

## はい！ こちら消費生活センター 「お宅の屋根瓦がズレていますよ」 と教えてくれた親切な業者さんと屋根工事契約!?



### 相談事例

3日前のお昼ごろ、作業着を着た人が家に来て「近所で屋根工事をしている者ですが、工事をしていてお宅の屋根瓦がズレているのが見えたので気になって。」と言われました。近所の修理工事が終わったら無料で直してくれるというのでお願いしました。

夕方、別の人と一緒に訪ねて来たその作業着の人が屋根に上がって屋根瓦を直してくれました。直した後の様子を撮影した写真も見せてくれました。その業者さんから「屋根瓦のズレは直したが屋根全体の傷みが激しいようなので、この際、屋根全体の修理をした方がよいのでは。」と言われ、私も家のあちこちに傷みが出てきていると気になっていたので、親切な業者さんだと思ったので屋根のふき替え工事をしてもらうことにしました。

昨日、契約書にサインをしましたが、このまま屋根工事をお願いしてもいいものかと心配になりました。どうしたらよいでしょうか？

### アドバイス

このような販売方法を点検商法と言います。近所で工事をやっていると言って安心させて契約させる手口です。これは訪問販売での契約ですから、クーリング・オフ(無条件解除)の対象になる契約です。事例の相談者には、心配なことや納得がいけないことなどがある場合は、クーリング・オフをして、契約自体を検討し直してはどうかとアドバイスしました。

※クーリング・オフについて詳しくは問い合わせてください。

◎トラブルを未然に防ぐためには  
●その場で契約しないで、家族などに相談しましょう。契約を急がせる業者は、怪しい業者の可能性が高いと考えましょう。  
●工事を依頼する前には、複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

●比較するのは金額ばかりではなく、納得のいく説明がされたかどうかも対象にしましょう。

問合せ 消費生活センター ☎ 5555-1111 ④ 641